

# 官 報

編 集 ・ 印 刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

### 〔省 令〕

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手續に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省一）

### 〔告 示〕

○原戸籍が滅失した件（法務一八六）  
○日本国に帰化を許可する件（同一八七）  
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五六八〇五七五）  
○保安林の指定をする件（同一七六〇五八八）  
○保安林の指定実施要件を変更する件（同一五八九〇五九一）  
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（国土交通三三三六）  
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三三七、三三八）

○直轄砂防設備工事を終了した件（同三三九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（同三四〇）

○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業の登録の更新を行った件（同三四一）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局四三三）

○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局一一一）

○道路に関する件（同一二二）

○道路に関する件（北海道開発局九四）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 外務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔褒 賞〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 法 務

### 公証人任免（法務省）

### 勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔公 告〕

### 国土調査の実施に関する公示（国土交通省）

### 諸事項

### 官庁

### 財団関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
警察共済組合役員の就・退職関係  
会社その他

## 省 令

### ○経済産業省令第四十一号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手續に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように制定する。  
平成二十九年四月十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手續に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改正する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第一号及び第二十五条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求及び行政機関非識別加工情報の利用の手續に関する省令

本則中「第十八条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十五条第三項第一号」に改め、「開示請求を行う者」の下に「又は行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者」を加え、「当該開示請求に係る」を「当該開示請求又は当該行政機関非識別加工情報の利用に係る」に改める。

この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

### 附 則